

計画本文

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編、資料編）、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画 避難施設管理運営指針、鳥取県危機管理対応指針、災害震災廃棄物対策指針 避難行動要支援者の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準 避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、避難行動要支援者 名簿避難支援プラン
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第 1 章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 （事態対処法第 2 条第 2 号）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 （事態対処法第 2 条第 3 号）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの （事態対処法第 22 条第 1 項）

(1) 武力攻撃事態等の想定

類 型	想 定
1 ゲリラ、特殊部隊による攻撃	各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。 予測困難で突発的に発生する恐れがあります。 政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 その行動は、一般に、侵入→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることが想定されます。 作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
2 弾道ミサイル攻撃	長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が、鳥取県に落下することも想定されます。 弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。 ・ 着上陸攻撃との連携 ・ 政治的恫喝や他の軍事作戦の一環 弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されますが、<u>弾頭の種類を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応は大きく異なります。また、近年は極超音速（マッハ5以上）兵器等のミサイル関連技術の向上や変則的な軌道での飛翔といった新しい脅威も出てきています。</u>
3 航空攻撃	着上陸侵攻支援に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。 通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。
4 着上陸侵攻	他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。 通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。 西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。 一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

ア 予想される一般的な被害

(ア) 通常兵器による被害

一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。

一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(イ) ミサイルによる被害

通常弾頭の場合、被害は一般的に小規模な範囲に限定され、家屋、施設等の破壊、火災等が予想されます。

ただし、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭、化学兵器（C）弾頭の場合、大規模・甚大な被害が予想されます。

なお、ミサイルの燃料には有害物質が含まれていることがあるため、ミサイルの一部が落下した場合であっても汚染の可能性があります。住民避難、住民が近付かないための措置など必要な措置を警察、消防等関係機関と連携して実施します。

(ウ) NBCR兵器による被害

a 概要

核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、~~及び放射線（Radiological）兵器~~が使用された場合は、一般市民に大量の被災者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

NBCR兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

NBCR兵器が使用された場合は、情報の入手を行い、速やかに緊急通報を発令し、市町村に通知します。緊急の場合は、県は自ら退避を指示します。この場合、事後、市町村にその事実を通知します。

予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行わなければなりません。

国及び地方公共団体等は各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供するように努めるものとされています。

被災した人は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

b NBCR兵器の主な特徴

核（N）兵器	強烈な閃光と爆発を伴い、により明らかになります。 時間、距離、遮蔽に注意して身を守る <u>必要があるります。</u> <u>また、放射線兵器については、普通の爆発の使用（ダーティボム等）により行われ、専門家の特殊調査により判明する。</u>
生物（B）兵器	異常な発症例パターン <u>を示すにより明らかになります。</u>
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示す <u>ことにより明らかになります。</u>
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

(エ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

これら施設が攻撃された場合、周辺の一般住民に重大な被害をもたらします。

(オ) ~~社会情報通信~~インフラに対する~~攻撃（サイバー攻撃）~~による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス等に対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(カ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項 目		施 設 名			所 管	備 考
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所		地域 社会 振興部	
2	県関係施設	1	鳥取県庁		総務部	
		2	鳥取県警察本部		警察本部	
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備		令和の改新戦略 本総務部	電気通信事業法第 2 条
3	公共的施設 (法第 137 条)	1	港湾施設	1 重要港湾	県土整備部	港湾法
				2 地方港湾	県土整備部	
		2	空港施設	1 鳥取空港	輝く鳥取創造本 県土整備部	空港 整備 法
				2 米子空港	地域 社会 振興部	
		3	道路		県土整備部	道路法、道路運送法
		4	河川管理施設		県土整備部	河川法
4	生活関連等 施設 (法第 102 条第 1 項)	1	発電所、変電所		企業局	電気事業法第 2 条
		2	ガス工作物		危機管理 局部	ガス事業法第 2 条
		3	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池		生活環境部	水道法第 3 条
		4	鉄道施設、軌道施設		地域振興輝く鳥 取創造本部	鉄道事業法第 8 条、 軌道法
		5	電気通信事業用の交換設備		危機管理 局部 、 令和の改新戦略 本総務部	電気通信事業法第 9 条
		6	放送用無線設備		令和の改新戦略 本総務部	放送法第 2 条
		7	水域施設、係留施設		県土整備部	港湾法第 52 条
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設		県土整備輝く鳥 取創造本部	空港法第 5 条、航空 法第 2 条

		9	ダム	県土整備 局 部、 企業局	河川管理施設等構造 令第2章
		10	危険物質等の取扱所 〃 (毒物、劇物)	危機管理 局 部、 福祉保健部	法第103条第1項、 令第28条

項 目		施 設 名		所 管	備 考
5	近隣施設	1	航空自衛隊高尾山分屯基地	地域 社会 振興部	
		2	島根原子力発電所	危機管理 局 部	
		3	日本原子力研究開発機構人形峠環境 技術センター	危機管理 局 部、 生活環境部	
6	農業用施設	1	重要ため池（堤高 15m以上、貯水量 10 万 m ³ 以上、防災重点ため池等）	農林水産部	土地改良法
7	学校	1	公立教育施設	教育委員会	
		2	私立教育施設	地域振興総務 部	
8	その他	1	大規模集客施設、旅客輸送関連施設	危機管理 局 部	

(2) 緊急処理事態（大規模テロ）の事態例

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
2 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の 爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

(3) 各事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

前述のとおり、武力攻撃事態と緊急対処事態とはそれぞれ4つの類型区分で例示されます。発生している状況に応じ、影響規模の大きさ及び避難の猶予時間を勘案して、後述の避難タイプに合わせて避難方法を決定します。(後述ウを参照)

類 型	避難タイプ		救 援	被害の最小化
	規模	避難までの時間		
緊急対処事態 ↓ 武力攻撃事態	大規模避難 中規模避難 小規模避難	緊急避難 余裕なし 余裕あり	救 援	武力攻撃災害への対処 国民生活の安定
	タイプ1——大規模避難・余裕あり タイプ2——中規模避難・余裕あり タイプ3——小規模避難・余裕あり タイプ4——大規模避難・余裕なし タイプ5——中規模避難・余裕なし タイプ6——小規模避難・余裕なし タイプX——緊急避難			

武力攻撃の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、想定している避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行います。

イ 避難住民数

平成28-令和7年1-5月1日現在市町村別推計人口より抜粋

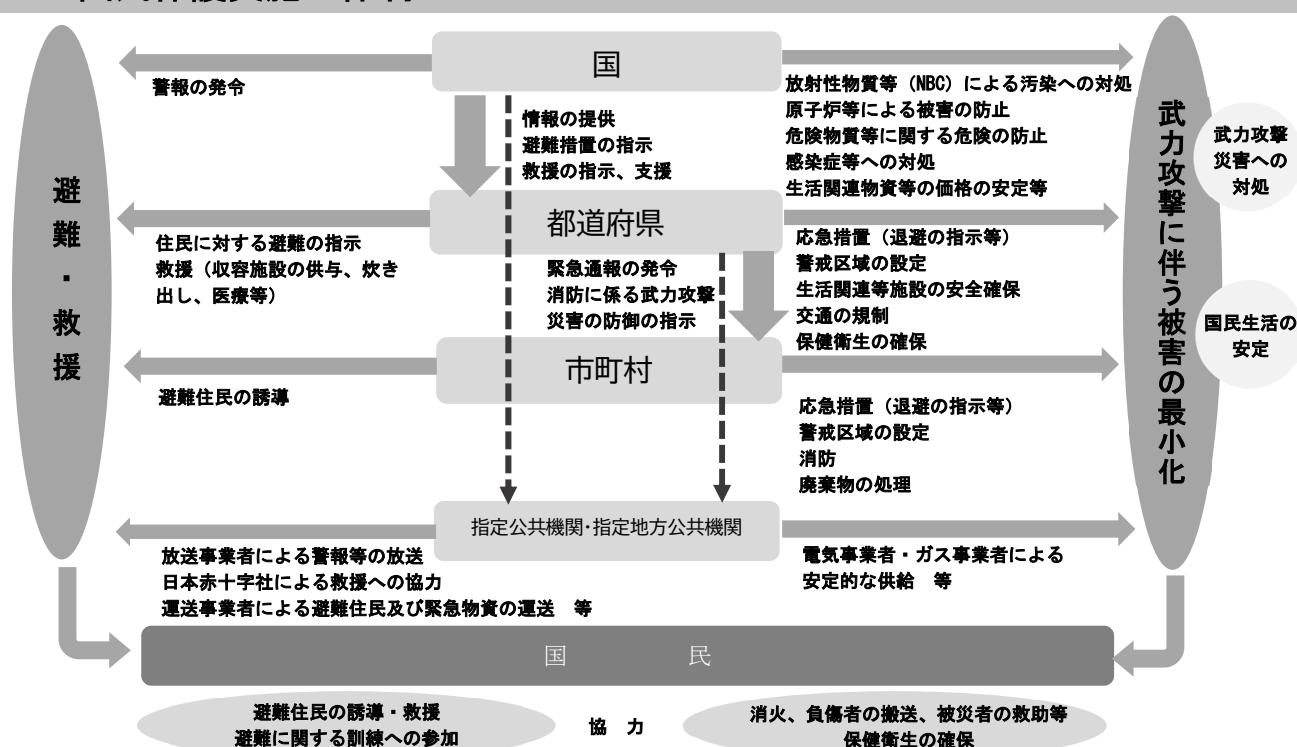
	人口			避難住民数		
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難
1 鳥取市	<u>180,640</u> 193,584	<u>87,777</u> 94,050	<u>92,863</u> 99,534	<u>180,640</u> 193,584	東 部 地 区	<u>213,407</u> 232,324
2 岩美町	<u>10,122</u> 11,439	<u>4,870</u> 5,402	<u>5,252</u> 6,037	<u>10,122</u> 11,439		
3 若桜町	<u>2,419</u> 3,258	<u>1,154</u> 1,545	<u>1,265</u> 1,713	<u>2,419</u> 3,258		
4 智頭町	<u>5,705</u> 7,130	<u>2,656</u> 3,361	<u>3,049</u> 3,769	<u>5,705</u> 7,130		
5 八頭町	<u>14,521</u> 16,913	<u>6,936</u> 8,060	<u>7,585</u> 8,853	<u>14,521</u> 16,913		
6 倉吉市	<u>43,398</u> 49,018	<u>20,396</u> 23,090	<u>23,002</u> 25,928	<u>43,398</u> 49,018	中 部 地 区	<u>92,616</u> 104,144
7 三朝町	<u>5,370</u> 6,452	<u>2,609</u> 3,047	<u>2,761</u> 3,405	<u>5,370</u> 6,452		
8 湯梨浜町	<u>15,451</u> 16,519	<u>7,363</u> 7,897	<u>8,088</u> 8,622	<u>15,451</u> 16,519		
9 琴浦町	<u>14,934</u> 17,332	<u>7,096</u> 8,148	<u>7,838</u> 9,184	<u>14,934</u> 17,332		
10 北栄町	<u>13,463</u> 14,823	<u>6,450</u> 7,032	<u>7,013</u> 7,791	<u>13,463</u> 14,823		
11 米子市	<u>143,274</u> 149,450	<u>67,917</u> 70,604	<u>75,357</u> 78,846	<u>143,274</u> 149,450	西 部 地 区	<u>217,966</u> 236,501
12 境港市	<u>31,240</u> 34,157	<u>14,953</u> 16,267	<u>16,287</u> 17,890	<u>31,240</u> 34,157		
13 日吉津村	<u>3,573</u> 3,468	<u>1,674</u> 1,595	<u>1,899</u> 1,873	<u>3,573</u> 3,468		
14 大山町	<u>14,045</u> 16,450	<u>6,727</u> 7,792	<u>7,318</u> 8,658	<u>14,045</u> 16,450		
15 南部町	<u>9,702</u> 10,931	<u>4,633</u> 5,142	<u>5,069</u> 5,789	<u>9,702</u> 10,931		
16 伯耆町	<u>10,004</u> 11,112	<u>4,745</u> 5,230	<u>5,259</u> 5,882	<u>10,004</u> 11,112		
17 日南町	<u>3,611</u> 4,712	<u>1,725</u> 2,177	<u>1,886</u> 2,535	<u>3,611</u> 4,712		

18 日 野 町	<u>2,5173,23</u> 5	<u>1,1501,46</u> 8	<u>1,3671,76</u> 7	<u>2,5173,23</u> 5			
19 江 府 町	<u>2,3492,98</u> 6	<u>1,0861,39</u> 1	<u>1,2631,59</u> 5	<u>2,3492,98</u> 6			

ウ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ		大規模	中規模	小規模
避難単位		全県	東・中・西部地区	市町村
避難先		県外	県内、県外とも	原則として県内のみ
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離
	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施 脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施	県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施
		全県輸送計画 ＋市町村避難実施要領	地区別輸送計画 ＋市町村避難実施要領	市町村単位輸送計画 ＋市町村避難実施要領
	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報状況により、次の段階として、避難などの国民保護措置を行う。		
	輸送手段	他県からの応援がなく分散使用のため少数 公共交通機関を使用	他県からの応援はあるが分散使用のため制限 公共交通機関を使用	他県からの応援はないが集中使用のため多数 条件付きで自家用車の使用
	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
	消防等の応援	応援なし	広域応援	近隣応援
段階ごとの対処	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等		
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）		
	避難準備	情報の収集、広報 避難先県との連絡調整	情報の収集、広報 避難先県及び受入市町村との連絡調整	情報の収集、広報 受入市町村との連絡調整
	避難	警報等の伝達 避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 避難誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。
	避難生活	救援なし ・救援を実施する避難先県との連絡調整	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からの応援なし
		武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ	大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等
		国民生活安定措置なし ・国民生活安定措置を実施する避難先県との連絡調整	大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等
	復帰	当時の状況による		
	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	要避難県、受入市町村との協議、救援の実施（避難生活に準ずる）		

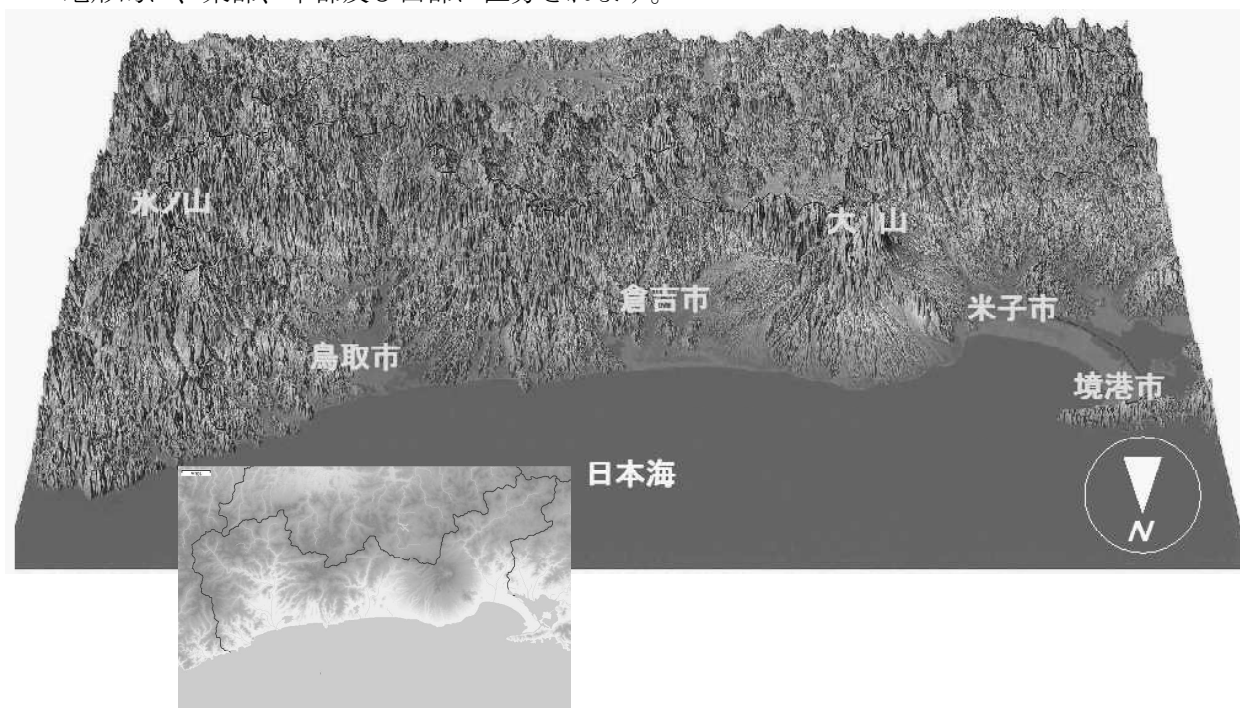
2 国民保護実施の体制



3 鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

日本海に面し、三方を山に囲まれ、大山、氷ノ山等、1,000m級の山岳を擁しています。地形的に、東部、中部及び西部に区分されます。

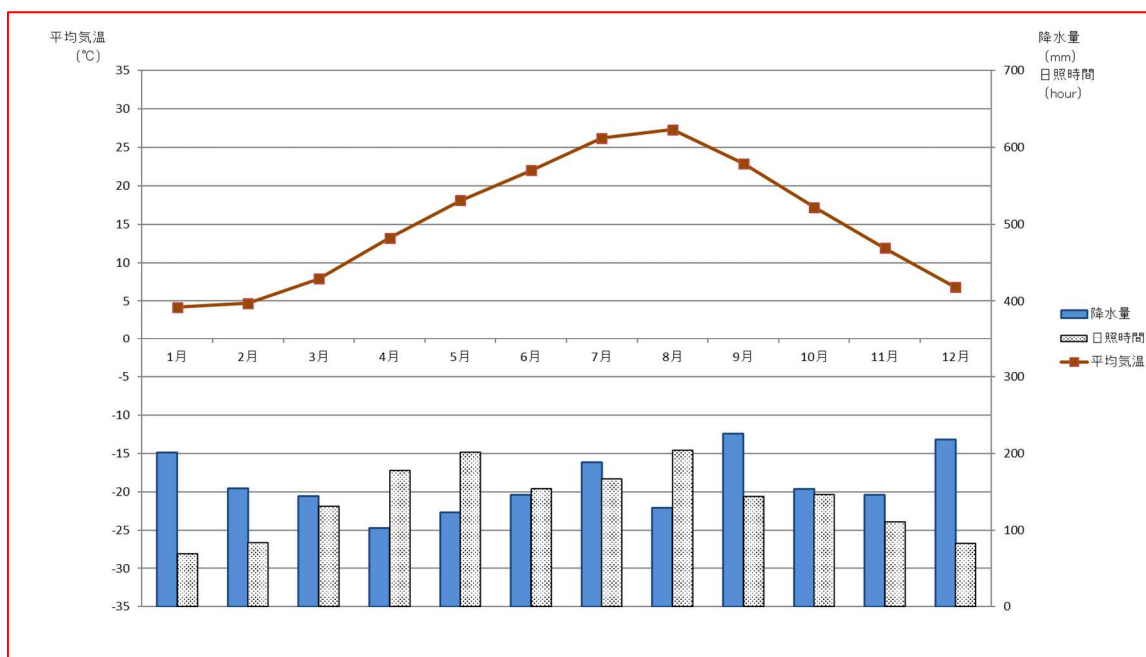


(2) 气象

鳥取県は気候の面からみると、鳥取市を含む東部と、倉吉市・米子市を含む中・西部とに二分することができます。また、それぞれは日本海沿岸部と中国山地の山間部とに細分できます。

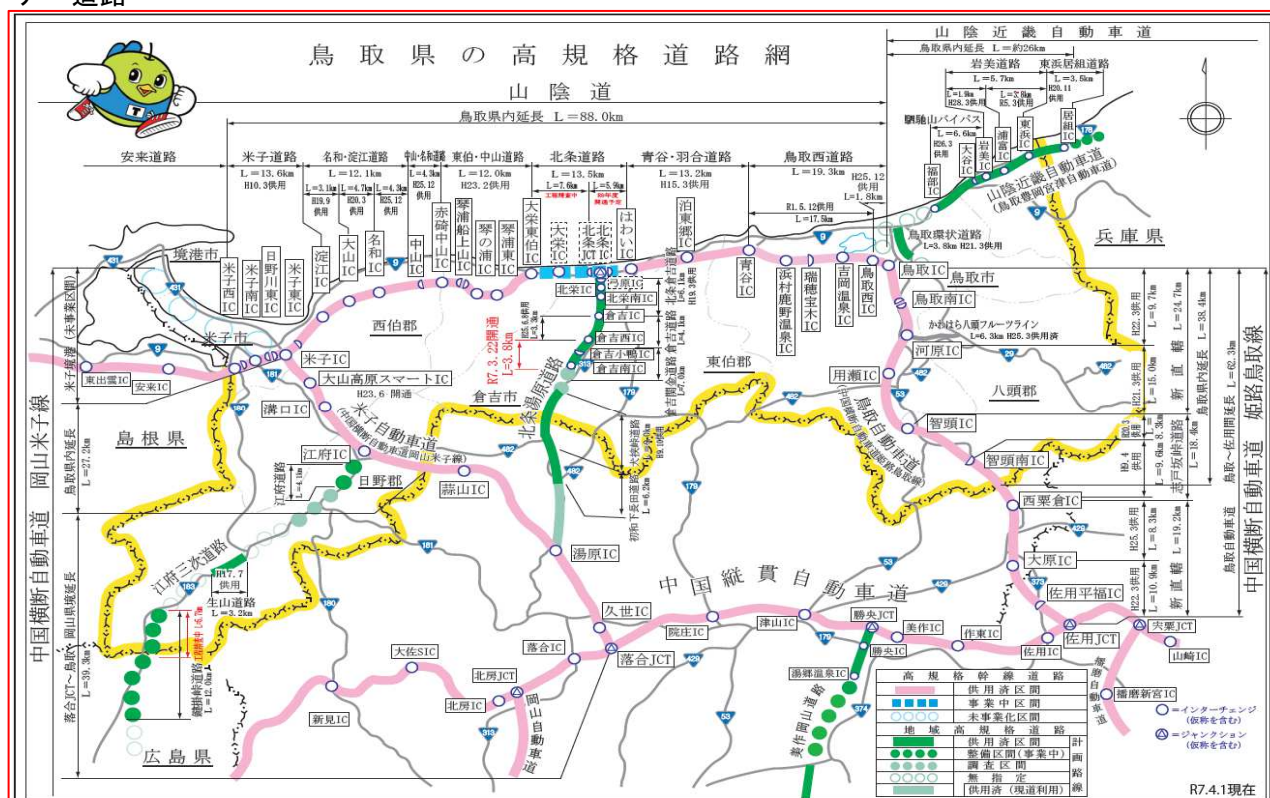
総じて、典型的な日本海型気候を現しており、中国山地と大陸の影響による季節風および日本海の対馬海流に大きく支配されています。

鳥取の平年値（統計期間：1989年～2020年）は、年平均気温は15.29℃、年間の日照時間は1,669.92時間、年降水量は1,931.43mmです。



(3) 交通

ア 道路



鳥取県国民保護計画

鳥取県は大きく東部、中部、西部といった3つの生活圏に分かれており、各々の中心都市である鳥取市、倉吉市、米子市を核とした道路網を形成しています。

それぞれの生活圏を結ぶ主要幹線道路は、東西方向では海沿いの山陰道、一般国道9号、178号、山沿いの一般国道482号、南北方向については、東部では一般国道29号、53号、373号、中部では一般国道179号、313号、西部では一般国道431号、180号、181号、183号となっています。

鳥取県で供用中の高規格幹線道路には、中国横断自動車道姫路鳥取線（鳥取自動車道）、中国横断自動車道岡山米子線（米子自動車道）があり、幹線道路網計画としては山陰道（再掲）、地域高規格道路（山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路、鳥取環状道路）が計画され、一部が供用されています。

イ 鉄道

東西約100kmに渡る県土の日本海側には、日本海に沿って東西にJR山陰本線が走っており、東は岩美町において兵庫県方向に、西は米子市において島根県方向にそれぞれ接続しています。

南の岡山県方面に向けては、東部地区と西部地区の2方面でそれぞれ接続しています。

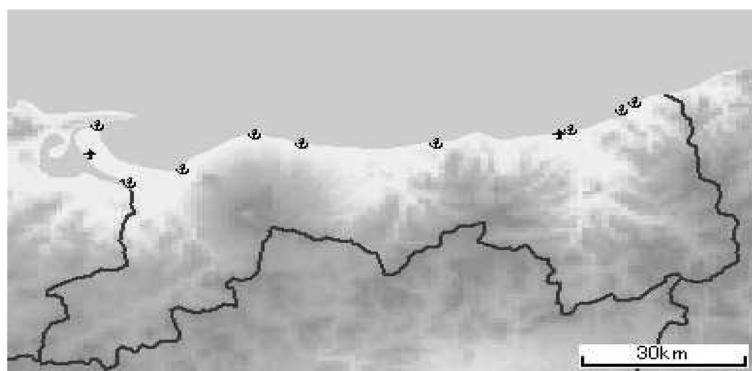
東部地区では、JR因美線が鳥取駅から郡家駅を経て、智頭駅で第3セクターの智頭急行線に連絡しており、同線を経て上郡駅でJR山陽本線に接続しています。また、JR因美線は、智頭駅から津山方面へ接続しているほか、郡家駅から若桜駅の間を第3セクターの若桜鉄道が運行しています。

西部地区ではJR伯備線が根雨駅を経由して倉敷方面に接続しており、また、米子駅から弓ヶ浜半島の先端の境港駅の間を、JR境線が運行しています。

ウ 空港・港湾

鳥取県内の港湾は、東部地区の鳥取港及び西部地区の境港の2箇所の重要港湾のほか、4箇所の地方港湾があります。また、漁港は、第1種漁港14、第2種漁港2、第3種漁港1、特定第3種漁港1の計18箇所があります。

空港は東部地区の鳥取空港（県営、2000m滑走路×1本）及び西部地区の米子空港（美保飛行場、防衛大臣設置、2500m滑走路×1本）の2箇所があり、米子空港では自衛隊機の離発着が行われています。



4 国民保護実施に必要な情報

- (1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を適時・適切に主動的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。

(2) 別紙第 1 「情報計画」参照